

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第306号）

〔 宗教法人提出書類部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：平成31年3月8日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、財産目録記載の基本財産総額を公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 平成30年1月17日、審査請求人は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇市〇〇〇-〇-〇宗教法人A（以下「当該宗教法人」という。）の最新3ヶ年度分の提出書類」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 同年1月25日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を後記3（1）のとおり特定し、これに第三者である当該宗教法人に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき、意見提出の機会を付与するため、当該宗教法人に対して「意見書の提出依頼書」を送付した。併せて、同日付けで審査請求人に対して、条例第14条第2項の規定により決定期間延長通知書を送付した。

同年1月31日付け、当該宗教法人から実施機関に対し、公開に反対しない旨の「公開請求に係る意見書」（以下「本件意見書」という。）が提出された。

3 同年2月11日、実施機関は、（1）のとおり本件行政文書を特定の上、条例第13条第1項の規定により、本件行政文書について、（2）に掲げる部分（以下「本件非公開部分」という。）を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）本件行政文書

当該宗教法人に関する下記書類

- ・平成27年度に提出された事務所備え付け書類（写し）
- ・平成28年度に提出された事務所備え付け書類（写し）
- ・平成29年度に提出された事務所備え付け書類（写し）

（2）公開しないことと決定した部分

別表のとおり

（3）公開しない理由

ア 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、宗教法人の運営の内情に関する情報が記録されており、これらを公開することにより、当該宗教法人の活動の自立性を損なうなど、当該宗教法人の正当な利益を害すると認められる。

イ 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、当該宗教法人代表役員の生年月日、責任役員及び門徒総代の氏名・住所・印影等が記録されており、これらの情報は特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

4 同年3月5日、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定における本件非公開部分のうち、財産目録の基本財産の総額及び境内土地実測図及建物配置図に係る非公開決定の取消しを求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

(1) 資料1（添付省略）は当該宗教法人の登記簿謄本である。それによると、『基本財産の総額』は金40万8120円となっており、法人設立時（昭和27年11月24日）から現在まで財産目録を時価での評価変更などをせず、使い廻して所轄庁へ毎年提出していたことが分かる。

しかし、今回公開された「財産目録」・基本財産の項目の金額がマスキングされている。何人でも閲覧することができる法務局の登記情報がなぜ黒塗りされるのか。

基本財産の総額（以下「本件非公開部分1」という。）は登記上金40万8120円であり、この金額（総額）は公開できるものである。

(2) 又、同様に「境内土地実測図及建物配置図」（以下「本件非公開部分2」という。）においても資料2（添付省略）のブルーマップより、その境内地の地番は〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地・〇〇〇番地である。（建物は未登記：法務局で確認済）

その地積測量図を法務局で閲覧すれば、A境内土地実測図と同等又は同一物が入手できるであろう。

(3) 以上(1)・(2)より今回非公開となった部分の内、法務局登記簿等で何人でも知り得る内容まで対象になっているのは過剰マスキングであると言わざるを得ない。

何ら条例第8条第1号には該当などしない。

故に、今すぐ改める様強く求める。

2 反論書における主張

(1) 審査請求人の立場

審査請求人は、当該宗教法人が立地する〇〇市〇〇〇丁目〇ー〇の〇〇町会の町会員であり、その町会費より毎年度当該宗教法人に14万円が寄進されており、町会員は全員当該宗教法人の利害関係人である（資料3、4、5）（添付省略）。

そして、宗教法人法（以下「法」という。）第25条第3項が求める閲覧請求権においては、請求人はその資格を有しその閲覧を所轄庁に求めたのが本件の情報公開請求であり、条例より大阪府はそれを拒むことができない。

（2）財産目録及び基本財産の総額

法25条第1項は「毎会計年度終了後～中略～財産目録及び収支計算書を作成しなければならない」としており、そして同条4項でそれを所轄庁に提出すると定めている。

弁明書はその「基本財産の総額」が法務局登記情報と違うと言い、非公開とした理由をるる述べているが、これは行政の不作为である。今回請求人は添付資料1（添付省略）で『基本財産の総額金40万8120円』と示したが、それを大阪府は「昭和27年11月代表役員B作成の基本財産総額」の使い廻しを長年黙認し続け、65年の間価値の変動を勘案せずその金40万8120円を見て見ぬ振りをしてきた。

それを府の担当者に鋭く指摘すると、登記内容の変更を今まで所轄する全法人（約6,000）に伝えたことはなく、只集まった書類を保管するだけが職務であると言う。そして、今後、今の価額に変更登記をしていく様推奨すると言いつけている。これで良いのか？

又、今まで何もして来なかった府職員が当該宗教法人の何を今後危惧するのか府民として不思議である！

法は昭和26年4月に公布されているのにその時より提出された当該宗教法人の『基本財産総額』を今まで何の疑問も持たず収受し、総額が一致しておらず公知の事実と異なるから一方的に非公開と片付けられるのか？

今までの不作为を大阪府民にどの様にこの担当者（5月1・2日を休み、9連休した厚顔な者）は説明するのか？危惧ではなく保身ではないのか！

法第52条第2項第5号にある「基本財産がある場合には、その総額」を第53条は変更時の登記を求めているが、なぜ今まで大阪府は気付かなかったのか？

まずはその原因究明が先決ではないのか職員さん達よ！

（3）当該宗教法人との交渉

そして、5月1日に担当課長補佐へ当該宗教法人代表役員Bに、大阪府への提出書類で法務局登記情報の数字のどちらが正しいのか、又はどちらに合わせるのか問い合わせる様依頼すると、5月2日の担当課長補佐よりの回答は、『B自身もどちらが正しい数字か分からない。調べてみると言っている。』との事。

全く職責上無責任な問い合わせ方である。

当事者意識もなく、今までのこの担当グループの不作为を隠ぺいする行為である。

そもそも請求人は4月初めに担当者へ「基本財産の総額の数字は、どちらが正しいかを確認してほしい」と頼むと、担当者は審査会へ報告しますと言って、4月中旬何の行動もおこさず、その上9連休を取っている事実を担当課長補佐へ苦情として述べると、担当者の交渉記録が何もないと不作为を素直に認めた。

情報公開を写しの交付で請求したものに対して、担当はそれを交付したらそれで終わりか？各文書の内容の説明責任はないのか！

又、その様に教育していないのか！

審査会に弁明書の補足を言う前に、請求人に反論書提出までに依頼のてん末を説明するのが行政の事務執行責任ではないのかな、担当課長補佐さんよ？

第五 実施機関の主張要旨

1 弁明書における実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 宗教法人から提出された事務所備付け書類の非公知性及び慎重な取扱いについて

宗教法人は、法第25条第2項の規定により、事務所に役員名簿、財産目録等の書類（以下「事務所備付け書類」という。）を備える義務があり、また、同条第4項では、事務所備付け書類の一部について、その写しを所轄庁に提出しなければならない旨を規定している。

同条第3項では、上記の事務所備付け書類の閲覧請求権については、「信者その他の利害関係人」であって「閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものではないと認められる者」に限られている。

また、同条第5項では、所轄庁へ提出された事務所備付け書類について、「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」とされている。

以上のとおり、公知の事項を除いては、所轄庁へ提出された事務所備付け書類は一般的に公にされない書類であることから、非公開とした情報については、当該宗教法人の運営の内情に関する情報が含まれており、公にすることにより、当該宗教法人が自由な活動を行う権利を害し、ひいては、憲法第20条で保障された信教の自由が損なわれるおそれがある。

(2) 条例第8条第1項第1号の非公開情報該当性及び非公開理由について

ア 財産目録及び基本財産の総額について

宗教法人から法第25条第4項の規定により提出された事務所備付け書類の写しのうち財産目録は、一定の時点における資産の増減、預貯金等の宗教法人の財産状況を明らかにするものである。

なお、財産目録の様式については、包括法人（団体）による様式例をはじめ、それぞれの宗教の特性、組織、活動形態、法人の規模等の実情に即して適宜、工夫して作成するよう求めており、従来の様式を変更したり、提出にあたって書き直しをしたりすることは求めている。そのため、財産目録に基本財産の総額の記載があったとしても、その書き直しを求めている。

審査請求人は、基本財産の総額は何人でも閲覧することができる法務局の登記情報であり、この金額（総額）は公開できるものである旨を主張している。

法第52条第2項第5号の規定で、設立時の登記事項として「基本財産がある場合には、その総額」と定められているが、当該宗教法人から提出のあった本件行政文書に記載されている「基本財産の総額」と、法務局の登記情報である「基本財産の総額」は一致しておらず、公知の事実とは異なるものであり、これらが一般に公開されれば、当該宗教法人の管理運営に関わりを有しない第三者により、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料や宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料として使われ、宗教上の活動に不利益が生じることが危惧される。

したがって、本件非公開部分1については、法人に関する情報であって、当該情報を公にすると、当該宗教法人の自律的な活動や運営に支障が生じ、信教の自由が害されるおそれがあり、当該宗教法人の権利その他正当な利益を害すると認められることから、条例第8条第1項第1号に該当すると考える。

イ 境内建物に関する書類について

当該宗教法人から法第25条第4項の規定により提出された事務所備付け書類の写しのうち、境内建物に関する書類は、同条第2項第4号に規定する「境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類」のことであり、当該宗教法人からは、本件非公開部分2の写しが提出されている。

本件非公開部分1及び本件非公開部分2は、法人の内部情報であり、これらが一般に公開されれば、当該宗教法人の管理体制などに支障が生じるおそれがあり、当該宗教法人の管理運営に関わりを有しない第三者により、当該宗教法人の自律的な運営が干渉を受け、宗教上の活動に不利益が生じることが危惧される。

審査請求人は、地積測量図を法務局で閲覧すれば、本件非公開部分2と同等又は同一の物が入手できる旨を主張している。

しかしながら、当該宗教法人から提出のあった本件非公開部分2は、登記情報（法務局において確認したところ、地積測量図はなし。公図のみ存在）と同一のものではなく、公知事項であるとは認められず、これを公にすることは当該宗教法人の権利その他正当な利益を害すると認められることから、条例第8条第1項第1号に該当すると考える。

ウ まとめ

以上のことから、財産目録のうち本件非公開部分1及び本件非公開部分2については、当該宗教法人の自律的な宗教活動に関わる部分であり、特に当該宗教法人が積極的に公表していない場合においては、先に述べた観点から、公開すると当該宗教法人の正当な利益を害すると認められることから、これらの情報は条例第8条第1項第1号に規定する非公開情報に該当すると考える。

2 当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は以下のとおり述べた。

(1) 第三者意見照会について

本件行政文書には、当該宗教法人に関する情報が記録されていることから、実施機関は、条例第17条第1項の規定に基づき、意見の提出の機会を付与するため、当該宗教法人に対し、平成30年1月25日付けで、本件行政文書の公開に対する意見照会を行った。その後、当該宗教法人の包括宗教法人であるC（以下「当該包括宗教法人」という。）から次のとおり実施機関に対し問合せがあった。

ア 当該包括宗教法人からの問合せ等について

(ア) 問合せ内容

平成30年1月29日、当該宗教法人の代表役員から、本意見照会について、「どのように対応したら良いのか分からない」との相談があったので教えてほしい旨の問合せがあった。

(イ) 実施機関からの説明内容

上記の問合せに対し、実施機関は当該包括宗教法人に対し、意見照会の趣旨などにつ

いて、以下のとおり説明した。

- ・当該宗教法人に関する情報が記録されている行政文書について、行政文書の公開請求がなされたことから、関係者に対して公開に対する意見照会を行ったもの。
- ・文書の公開については、当該宗教法人から反対の意見があったとしても、条例に基づき、公開・非公開の判断を行うこととなる。なお、公知の事項以外は非公開とする。

イ 当該宗教法人からの意見書について

当該宗教法人から平成30年1月31日付けで実施機関に対し「公開請求に係る意見書」の提出があり、公開に反対しない旨の回答があったが、この回答については、ア（イ）のとおり、「公知の事項以外は非公開とする。」という説明内容を踏まえた上で、回答されたものとする。

ウ 公開決定の判断について

本件非公開部分1については、登記事項ではあるものの、本件行政文書に記載されている本件非公開部分1と、法務局の登記情報である「基本財産」の金額は一致しておらず、公知の事実とは異なるものとなっている。このため、これを公にすると、当該宗教法人の自律的な活動や運営に支障が生じ、信教の自由が害されるおそれがあることや、当該宗教法人の権利、その他正当な利益を害するおそれもあることから、法の趣旨や第三者である当該宗教法人の意見も参考に、条例に基づき、公開・非公開の判断を行った。

(2) 当該宗教法人の公図及び地積測量図について

当該宗教法人の公図及び地積測量図の内容等を確認するため、平成30年3月9日付けで、実施機関から大阪法務局〇支局に対し、当該宗教法人の公図及び地積測量図の請求を行ったところ、大阪法務局〇支局から公図は存在するが、地積測量図については、存在しない旨の回答を得た。

(3) その他

当該宗教法人から実施機関に平成30年度に提出された財産目録においては、本件非公開部分1が法務局の登記情報の基本財産の総額と同額に修正されていた。

なお、平成30年度分の当該宗教法人の財産目録等については、既に本件請求以外の他の情報公開請求において請求され、実施機関は基本財産の総額を含めて公開決定している。

第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことにより府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条

に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件決定のうち、本件非公開部分1及び本件非公開部分2は法務局の登記情報等で確認が可能な公知の情報であり、これらを非公開とするのは過剰マスキングであって、条例第8条第1項第1号には該当しない旨主張していることから、その該当性について、以下検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

- ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうものである。

(2) 条例第8条第1項第1号該当性について

ア 本件行政文書は、法第25条第4項により、当該宗教法人から所轄庁である実施機関に提出された役員名簿、財産目録等の書類であって、当該宗教法人に関する情報が記載されていることから（1）アに該当する。

イ（ア）次に（1）イの該当性について検討する。

本件非公開部分1は基本財産の総額であり、本件非公開部分2は境内の建物の配置を示した書類である。

これらの書類は法第25条第3項で、宗教法人の事務所に備える書類とされており、法はこれらの書類の閲覧請求権者を「閲覧することについて正当な権利があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでない信者その他の利害関係人」と限定している。また同条第5項では所轄庁が宗教法人から提出された書類を取り扱う場合は、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないとしている。

実施機関は法の規定のとおり、これらの情報は広く公開することを予定していない

ものであり、公開することにより、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷、宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料に使われるなどのおそれがあり、ひいては憲法第20条で保障されている信教の自由が損なわれるおそれが否定できないため、公知の事項以外の本件非公開部分1及び本件非公開部分2の情報を公にすることにより、当該宗教法人の正当な利益を害する旨の主張をしており、この実施機関の主張は理解することができる。

(イ) 本件非公開部分1及び本件非公開部分2の(1)イ該当性について、個別具体的に以下検討する。

a 本件非公開部分1について

審査請求人は、本件非公開部分1は法務局で何人でも閲覧可能な公知の情報である旨主張するが、本件非公開部分1を当審査会で見分したところ、当該部分に記載された内容と法務局の登記情報に記載された基本財産の総額は異なっており、公知の情報であるとはいえない。

また、第三者に対する意見照会の実施方法について、実施機関に確認したところ、包括宗教法人に対し、公知の事実以外は非公開とする旨説明したとのことであるから、当該宗教法人の本件意見書における回答は、公知の部分のみが公開となり、これ以外は非公開となるとの前提で、反対しないと回答したものと考えられる。

しかしながら、当該文書は昭和27年に作成された財産目録の写しであること、項目ごとの合計額は法務局の登記情報に記載された基本財産の総額と一致していることから、昭和27年財産目録作成時の計算誤りであると判断できる。

また、当該宗教法人に係る平成30年度分の提出書類では、財産目録の基本財産総額の価格を自主的に修正したものが実施機関に提出されており、実施機関は、基本財産総額を含めた当該書類を、既に本件請求以外の他の情報公開請求に対して公開していた。

これらのことからすると、当該宗教法人が、本件行政文書に記載された基本財産総額を公知のものと考えたかどうかはともかく、基本財産総額の修正方法などからみると、基本財産総額を公開することによって当該宗教法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものとはいえない。

よって、本件非公開部分1は(1)イには該当せず、公開することが妥当である。

b 本件非公開部分2について

審査請求人は、ブルーマップと称される住宅地図及び地番からその地積測量図を法務局で閲覧すれば、本件非公開部分2と同等又は同一物が入手できるであろうと主張している。しかし、実施機関が確認した事実によるとAの境内に係る図面は法務局には公図のみ存在し、地積測量図は存在しないということであるので、本件非公開部分2は公知の情報とはいえない。

よって、本件非公開部分2は(1)イに該当し、非公開することが妥当である。

ウ なお、審査請求人は、当該宗教法人の利害関係人であり、法25条第3項が求める閲覧請求権に基づいて、閲覧を所轄庁に求めたのが本件請求であり、大阪府は拒めないと主張するが、本件決定は条例に基づく請求に対する応答であることから、審査請求人の主張は失当である。

エ 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

高橋 明男、丸山 敦裕、磯辺 康子、中井 洋恵

別 表

公開請求の対象となる行政文書の名称	書類名	公開しないことと決定した部分
平成27年度に提出された事務所備え付け書類（写し）	「事務所備え付け書類の写しの提出について」	代表役員印影
	当該宗教法人「役員名簿」	代表役員生年月日・備考、 責任役員氏名・生年月日・住所・就任年月日・退任年月日・備考、 門徒総代氏名・生年月日・住所・就任年月日・退任年月日・備考
	「財産目録」	代表役員印影・責任役員氏名・責任役員印影・総代氏名・総代印影 基本財産の項目・数量・金額・代表役員印影、別紙①の年月日、備品番号・種類・数量・価格・備考、 別紙②の年月日、備品番号・種類・数量・価格・備考 特別財産の備品番号・種類・数量
	「境内建物に関する書類」	A境内土地実測図及建物配置図
平成28年度に提出された事務所備え付け書類（写し）	「事務所備え付け書類の写しの提出について」	代表役員印影
	当該宗教法人「役員名簿」	代表役員生年月日・備考、 責任役員氏名・生年月日・住所・就任年月日・退任年月日・備考、 門徒総代氏名・生年月日・住所・就任年月日・退任年月日・備考
	「財産目録」	代表役員印影・責任役員氏名・責任役員印影・総代氏名・総代印影 基本財産の項目・数量・金額・代表役員印影、別紙①の年月日、備品番号・種類・数量・価格・備考、 別紙②の年月日、備品番号・種類・数量・価格・備考 特別財産の備品番号・種類・数量
	「境内建物に関する書類」	A境内土地実測図及建物配置図
平成29年度に提出された事務所備え付け書類（写し）	「事務所備え付け書類の写しの提出について」	代表役員印影
	当該宗教法人「役員名簿」	代表役員生年月日・備考、 責任役員氏名・生年月日・住所・就任年月日

		<ul style="list-style-type: none"> ・退任年月日・備考、 門徒総代氏名・生年月日・住所・就任年月日 ・退任年月日・備考
	「財産目録」	<ul style="list-style-type: none"> 代表役員印影・責任役員氏名・責任役員印影 ・総代氏名・総代印影 基本財産の項目・数量・金額・代表役員印影、 別紙①の年月日、備品番号・種類・数量・価格・備考、 別紙②の年月日、備品番号・種類・数量・価格・備考 特別財産の備品番号・種類・数量
	「境内建物に関する書類」	A境内土地實測図及建物配置図